

社会教育主事派遣要綱 新旧対照表

新 要 綱	現 要 綱
<p>社会教育主事派遣要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。</p> <p>(1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進</p> <p>(2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進</p> <p>(3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進</p> <p>(派遣)</p> <p>第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。</p> <p>(派遣の要件)</p> <p>第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。</p> <p>(2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主</p>	<p>地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域における生涯学習・社会教育の推進向上を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事は、地域教育コーディネーターと称する。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 地域教育コーディネーターは、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において生涯学習・社会教育の推進に関する事務に従事するものとする。</p> <p>(1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進</p> <p>(2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進</p> <p>(3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進</p> <p>(派遣)</p> <p>第4条 地域教育コーディネーターの派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に地域教育コーディネーターを派遣するものとする。</p> <p>(派遣の要件)</p> <p>第5条 県教育委員会が前条の規定により地域教育コーディネーターを派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 当該市町村教育委員会に、その任用に係る社会教育主事が置かれていること。</p> <p>(2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する地域教育コーディネーターが1の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会にその任用に係る社会</p>

事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村が支給する。

教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、地域教育コーディネーターの派遣期間中に当該市町村教育委員会の任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 地域教育コーディネーターは、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 地域教育コーディネーターは、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される地域教育コーディネーターの派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 地域教育コーディネーターの服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 地域教育コーディネーターの勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 地域教育コーディネーターの分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 地域教育コーディネーターの給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

2 地域教育コーディネーターの旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の定率は、市にあっては2分の1、町村にあっては4分の1とする。

4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき地域教育コーディネーターの派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価の2分の1とする。

3 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

4 地域教育コーディネーターが私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を12で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、地域教育コーディネーターを市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターの活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 地域教育コーディネーターの情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、地域教育コーディネーターと協議の上、円滑な地域の教育を推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

2 市町村教育長は、地域教育コーディネーター派遣事業の円滑な推進に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の社会教育主事と地域教育コーディネーターが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める地域教育コーディネーターのサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 地域教育コーディネーターと協議の上、生涯学習・社会教育活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 生涯学習・社会教育活動月別報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 生涯学習・社会教育年間活動報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第13条第2項に規定する負担金の額は、前年度の財政力指数（3ヵ年平均値）が県内町村の平均値に満たない町村にあつては、「2分の1」を「4分の1」と読み替えて算出するものとする。
- 2 この要綱の改正後の規定は、平成20年4月1日から施行する。